

他市町村の自治基本条例【前文（基本理念）と基本原則】

資料2

市町村名	基本理念がうたわれた前文	基本原則
丸亀市	<p>丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城を始めとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。</p> <p>私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たちは、これからの地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなければなりません。私たちは、<u>お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動する</u>ことを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>ここに私たちは、地方自治の本旨に基づき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。</p>	<p>第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本原則とする。</p> <p>市民及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。</p> <p>市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有し合うこと。</p> <p>市民は、市政への参画の機会が保障されること。</p> <p>市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。</p> <p>市民の自治活動は、自主性を基本とし、尊重されること。</p>
日進市	<p>わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。</p> <p>また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活力に満ちた市民の営みと交流があります。</p> <p>わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、わたしたち市民は、人権を大切にする差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応などそのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。</p> <p>今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育てていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。</p> <p>そのためには、<u>市民一人ひとりが、自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。</u></p> <p>わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。</p>	<p>（自治の基本原則）</p> <p>第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。</p> <p>（1）平等な社会 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めます。</p> <p>（2）市民主体の自治の推進 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し支えあいながら、市民主体の自治を推進します。</p> <p>（3）自立した自治体 日進市は、自立した自治体として、国及び愛知県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行います。</p> <p>（4）協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。</p> <p>（5）市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託をもとに市政を行います。</p> <p>（6）男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。</p> <p>（7）情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。</p>

大和市	<p>大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。</p> <p>21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。</p> <p>そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。</p> <p>「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。</p> <p>ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。</p>	<p>(参加及び協働の原則)</p> <p>第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。</p> <p>(法令の自主解釈)</p> <p>第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。</p> <p>(財政自治の原則)</p> <p>第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治を原則とする。</p> <p>(対等及び協力の原則)</p> <p>第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。</p>
飯田市	<p>わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。</p> <p>わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。</p> <p>わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。</p> <p>わたくしたちは、飯田市市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。</p> <p>飯田市市民憲章</p> <p>わたくしたちの飯田市は、美しい自然に恵まれ、長い歴史と尊い伝統文化につつまれた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。わたくしたちは、このまちの市民としての誇りを持ち、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民のねがいをこめてこの憲章をかかげ、たがいにはげましあい、手を取りあつて進みます。</p> <p>わたくしたちは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然を大切にし、美しい環境の飯田市をつくります。 2 心身をきたえ、健康で明るい飯田市をつくります。 3 伝統を生かし、文化の香り高い飯田市をつくります。 4 善意を広め、思いやりの心で幸せな飯田市をつくります。 5 楽しく働き、豊かな産業の飯田市をつくります。 	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。</p> <p>(市民主体の原則)</p> <p>第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。</p> <p>2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。</p> <p>(参加協働の原則)</p> <p>第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。</p>

他市町村の自治基本条例【市民の定義・権利・責務・役割】

市町村名	市民の定義		市民の権利	市民の責務・役割
	定義	範囲		
四日市市	<p>(1) 市民 本市の区域内に居住する者をいいます。</p> <p>(2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。</p> <p>(3) 事業者 本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。</p>	<p>(1) 居住する者</p> <p>(2) 勤務・通学するもの</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、この条例に定めるところにより、次の各号に定める権利を有します。</p> <p>(1) 市の行政運営に関する情報を知る権利</p> <p>(2) 市の政策の立案から評価に至る過程において自己の意見を表明し、かつ、市の意思形成に関与する権利</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、前条に規定する権利を保有していることを自覚し、積極的に市の行政運営に参加するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、前条に規定する権利の行使に当たり、他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。</p> <p>3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、本来の目的を逸脱して他の目的のために前条に規定する権利を濫用することのないよう努めるものとします。</p> <p>4 事業者は、市民自治の実現に協力するとともに、その従業員たる市民が前条に規定する権利を行使しようとするときは、可能な限り便宜を図るよう努めるものとします。</p>
豊島区	<p>(1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。</p> <p>(2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。</p> <p>(3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。</p>	<p>(1) 居住する者</p> <p>(2) 勤務・通学するもの</p>	<p>(区民の権利)</p> <p>第7条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。</p> <p>(1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利</p> <p>(2) 区政に参加する権利</p> <p>(3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利</p> <p>(4) 行政サービスを受ける権利</p> <p>2 区民は、まちづくり及び区政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。</p>	<p>(区民の責務)</p> <p>第8条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第1項各号の権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければならない。</p> <p>(1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。</p> <p>(2) 区政に参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと。</p> <p>(3) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること。</p> <p>(4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。</p> <p>(5) 行政サービスに係る負担を分任すること。</p> <p>(事業者等の役割)</p> <p>第9条 事業者等は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働し、まちづくりに参加することができる。</p> <p>2 事業者等は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。</p>

名張市	(1)市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。	居住する者 勤務者・通学者 事業者 事業所 活動団体	第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。 2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。	第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
川崎市	(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。	居住する者 勤務者・通学者 事業者 事業所 活動団体 活動する者	(市民の権利) 第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。 (1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。 (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。 (4) 行政サービスを受けること。	(市民の責務) 第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。 (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。 (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。 (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。 (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。
草加市	(1) 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。	居住する者 勤務者・通学者 事業者 利害関係がある者 利害関係がある団体	(市民の権利) 第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。 2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。	(市民の責務) 第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。